

平成 28 年度第 3 回恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 平成 28 年 12 月 16 日（金） 15 時 00 分～16 時 00 分

2. **開催場所** 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. **出席者**

【出席委員】中村委員、西根委員、島田委員、村松委員、高畠委員

米地委員、原田委員、三浦委員・・・8 名

【欠席委員】海老委員、伊藤委員

【傍聴者】1 名

【報道関係】なし

【事務局】保健福祉部長、保健福祉部次長、保健センター長、介護福祉課長、保健課長、
介護福祉課高齢者相談担当主査、指導担当主査、生きがい対策担当主査、高
齢者保健担当主査・・・9 名

4. **内容**

(1) 開会

(2) 挨拶

(3)

【報告事項】

1. 介護保険制度に係る条例改正について
2. 定期巡回・随時対応型サービスの再整備について
3. 地域支援事業の充実について
4. 恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業について
5. 第 7 期計画策定のために実施する各アンケート調査について
6. 介護支援ボランティアポイント事業の実績報告について
7. その他（憩いの家改修計画について）

(4) 議事内容

【報告事項】

1. 介護保険制度に係る条例改正について
2. 定期巡回・随時対応型サービスの再整備について
3. 地域支援事業の充実について

以上の 3 件について一括報告。

1. 介護保険制度に係る条例改正について

地域包括ケアの実現の為、地域支援事業を活用して以下の4つの事業を平成30年4月までに行うものを1年間前倒しして実施するための条例改正である。

介護保険法第115条45第2項第4号に掲げる在宅医療介護連携の事業の実施時期。同法5号にあげる生活支援体制整備の事業の実施時期。同法第6号に掲げる認知症施策の推進事業の実施時期について、それぞれ平成30年4月1日から行うものと定めていたものを平成29年4月1日から行うものとする。こちらについては第4回定例市議会で承認されたことを報告する。

条例改正は恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正となっている。介護保険法及び指定地域密着型サービス事業の人員及び設備運営に関する基準の改正によって地域密着型通所介護が創設されたため、国の改正内容に沿って地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の規定をそれぞれ13条と14条に追加するものである。

現在、恵庭市には通所介護事業所が21ヶ所あり、そのうち地域密着型サービスに該当する定員18名以下の事業所については15ヶ所ある。19名以上の事業所については6ヶ所がある。

2. 定期巡回・随時対応型サービスの再整備について

24時間対応定期巡回・随時対応型サービスについて。平成26年4月～平成27年3月まで1事業所で展開していたが、経営上の問題から平成27年3月で事業者が撤退したところである。このサービスは24時間訪問介護・訪問看護の両方を提供し、定期巡回・随時対応型サービスを行ってオペレータが常駐し、随時対応している。現在、本サービスは恵庭市内にはないため平成27年度から各種調査を実施した。

石狩管内状況調査について。石狩管内5市にヒアリングを実施した。サービスの安定供給に必要な視点として下記の点があげられた。

- ①地域で事業を展開している事業者がサービス提供を行うこと
- ②地域で情報交換ができるネットワークを構築していること
- ③訪問系サービスの経験を有していること

恵庭市内ニーズ調査①について。市内の事業所及びケアマネジャーに調査を行った。概要としては、サービスの需要はあり、今後も高まること。再整備に必要なものとして、人材確保や既存事業所との連携、ケアマネジャーの理解の向上があげられた。

恵庭市内ニーズ調査②について。市内医療法人、社会福祉法人等に調査を行った。概要としては、地域包括ケアシステムの構築を目指す上で必要なサービスである。当面事業参入の方針はないが、様々な条件が揃えば参入する方針である。事業所の課題は人員体制の確保が重要である。

以上の調査結果を踏まえて、平成 29 年度はサービスの周知や課題の改善などに取り組み、第 7 期介護保険事業計画での再整備を見据え必要な準備を進める。

3. 地域支援事業の充実について

生活支援体制整備事業について。本事業は単身・夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で、医療や介護サービスだけではなく NPO 法人・民間企業・社会福祉法人・ボランティア等の生活支援サービスを担うさまざまな事業主体と市が連携しながら対応する生活上の支援体制の充実や強化と、あわせて高齢者の社会参加の推進を図ることを目的とした事業である。恵庭市では平成 29 年度で第 1 層（市全域）をカバーする生活支援コーディネーターを配置し生活支援サービス等の提供体制の構築を図っていきたいと考えている。

第 1 層のコーディネーターの役割としては(A)資源開発、(B) ネットワーク構築の役割が想定されている。実施要綱の第 4 条 (1) ～ (5) までの役割が詳細である。平成 30 年度には日常生活圏域をカバーする第 2 層コーディネーターの配置を予定している。

認知症施策推進事業について。認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症地域支援推進員、認知初期集中支援チームの配置を行い、支援体制の構築を図ることを目的とした事業である。恵庭市では認知症地域支援推進員の配置を予定しており、医療介護連携の強化等により地域における認知症の方やその家族の方の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図りたいと考えている。認知症地域支援推進員の役割は以下のとおりである。

- ①医療・介護等の支援ネットワーク構築
- ②認知症対応向上のための支援
- ③相談支援・支援体制構築

【質問・意見】

(委 員)

質問：定期巡回・随時対応型サービスの再整備について。(1) 石狩管内状況調査で北広島市の指定事業所数が 0 であるのは何故か。

回答：北広島市の指定事業所は現在ありません。ただ利用者数 18 名とあるのは例えば北広島市の被保険者で札幌の住所地特例対象施設に入っている方が、札幌の定期巡回サービスを利用した場合にこちらの利用者数にカウントされている。国保連のデータの集計になっているので報酬請求をベースにした件数になっている。恵庭市も指定地特例対象者が市外で事業所を利用しているため 6 名となっている。

意見：包括ケアシステムではかなり必要なサービスではあるが人員体制夜間の不安、冬の移動など、コスト等など助成金制度の使い方を事業者側に情報提供がほしい。

回答：初期投資、財源の部分を 29 年度にかけて、近隣の千歳市 2 事業、江別市 1 事業、石狩 1 事業から情報収集し、市内法人に情報提供していきたい。

質問：定期巡回随時対応型サービスの中でサ高住の中を巡回することができるのか。

回答：場所的なデータはないが、サ高住の下に事業所がある場合減算される。

【報告事項】

4. 恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業について
5. 第 7 期計画策定のために実施する各アンケート調査について
6. 介護支援ボランティアポイント事業の実績報告について

以上の 3 件について一括報告。

4. 恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業について

恵庭市は第 6 期計画に基づき、平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）を開始する。これまで第 2 回専門部会でサービスの検討等を行ってきた。この度、総合事業の実施について「恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（案）」の第 2 条で事業の目的をうたっている他定義等が載っている。また第 4 条で挙げている 4 つの事業は介護保険サービス事業所や恵庭市が直営で行なっているのも含め、現在市民に提供されているサービスとなっている。これらの事業は平成 29 年 4 月より総合事業の枠組みでスタートすることになるが、サービスを受けている市民にとってはこれまで同様のサービスが提供されていくイメージを持って頂きたい。

総合事業の種類のうち（1）ア→現行の介護予防訪問介護、イ→恵庭市保健課で提供しているサービスや事業である。（2）はデイサービスの要支援相当の方が受けられるサービス。（3）現行の要支援相当の方のプランと同じ内容のものである。（4）は保健課の予防事業を総合事業として継続して行っていく。

恵庭市の新しい総合事業のサービスの類型で○がついているものは 29 年度からスタートするサービス。検討に○がついているものは平成 29 年 4 月から事業所、関係機関、住民の方と協議しながら地域の実態に属したサービスを恵庭市で検討するものである。

5. 第 7 期計画策定のために実施する各アンケート調査について

平成 29 年度は第 7 期計画の策定作業に入る。これまでは地域包括ケアシステ

ム構築の観点から地域の実情を把握するために、恵庭市独自でアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としてきた。

第 7 期計画の策定に向けて実施する調査は新たに介護離職ゼロに向けてどのようなサービスが必要か、在宅生活の継続や介護者の就労の継続に有効なサービスのあり方やサービス整備の方向性について示していくことが求められる。厚生労働省はこうした地域課題や実情を把握するツールとして、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と②在宅介護実態調査が厚生労働省で推奨している調査になる。これまでの市町村の調査をふまえた上で地域の現状の分析を行う。第 7 期介護保険事業計画の策定プロセスとして恵庭市でも 2 つの調査のほか、それを補完する地域の実態を把握する為の調査を行い、第 7 期計画策定の準備を進めていく。

第 7 期計画策定関連調査の概要の中で目的・対象・調査項目・設問内容・実施件数を示しているが、それぞれ項目を分けて市民の負担を少なくし、効果的に実施できるように進めて行きたいと考えている。

関連調査スケジュールについては以下のとおり。①在宅介護実態調査は 11 月より随時訪問調査を行っている。4 月に集計・分析を行い、8 月に計画概要の策定を経て、サービス見込量の設定作業を行う。②日常生活圏域ニーズ調査は 4 月より調査項目を検討し、調査票の送付・回収・集計を進めていく予定である。これと同時進行で③市民向けアンケート調査の集計を進めていく。④事業者向けアンケート調査は市内サービス事業者を対象に行い、サービスの意向調査をメインに内容を組立てながら進めていく予定である。

6. 介護支援ボランティアポイント事業の実績報告について

平成 28 年 7 月より恵庭市で介護支援ボランティアポイント事業を実施している。平成 28 年 12 月 5 日現在で受入施設は 32 施設あり、登録者を受け入れている施設はグループホームやデイサービスが多い。活動内容は利用者との会話や囲碁・将棋の相手、施設でのレクリエーションの補助を行うことが多く、平成 28 年 12 月末時点で登録者数 73 名、活動者数 39 名、約 50%がボランティア活動を行っている。

平成 28 年 11 月 28 日にあったまーるポイント更新研修会を実施した。「施設ボランティアを続けるためのコツと心構え」について、実際の活動を通じて①あったまーるポイントを行って良かったこと、②あったまーるポイントでやってみたいことを内容にグループワークを実施した。参加者からは「参加することで明るくなった」「利用者の笑顔が増えて嬉しい」「学ぶことが多い」「傾聴の難しさを知った」等の声が聞かれた。また、やってみたいこととして合唱・マージャン・自身の特技を活かしたいという声や、グループホームでのカフェの運営を手伝っている等、既存の取組みの発展につながる声があった。グループ内では活動者と未活動者が言葉を交わす場面もあり、未活動者にとって活動内容を直接聞くことで具体的なイ

メージが沸き、自身のボランティア活動につながったと報告を受けている。

【質問・意見】

質問：ボランティアポイントについて。1：登録者 73 名、活動者 39 名で平均 50%となっているが、活動されていない方には何か理由があるのか。

質問：高齢者の方の自立支援を目的とした事業だと思うが、若い人たちに対してのボランティアは考えていないのか。

回答：社会福祉協議会へ事業を委託し、社会福祉協議会が事業所と登録者のコーディネートを行っている。1 回目の活動の際には社会福祉協議会の職員も一緒に同行して活動をサポートしていた。事業所の場所や時間帯、回数などが要因になり、すべての登録者につながらないのではと考えている。

若い方のボランティア登録については、今年 7 月から始まった事業であるため、登録者や事業者の方々に意見を聞きながら今後検討していきたい。この事業については地域支援事業のひとつとして行っている為、年齢幅を下げていくと総合事業の住民主体のサービスになっていくのではと考えている。

質問：総合事業について。事業所説明会があるということだが、次年度の運営に向けて単価の公表も含めて、具体的な提案があると考えてよいのか。事業者にとってみれば、今後どのような変化がおきるのか、今使っている方と 4 月以降の新規の方の手順がフロー図で示されるとよいかと思っている。検討願いたい。

回答：12 月 26 日に総合事業の説明会が開催されるが、利用している方が今のサービスから総合事業にどのように移行するのか、フロー図等の資料を示しながら説明する予定である。

7. その他

市内憩の家の更新計画について。現在、恵庭市内に 7 館ある憩の家について、そのほとんどが建築後 25 年を経過しており、老朽化による維持管理経費が膨らんできている。恵庭市の公共施設整備計画では、恵庭市公共施設等管理計画で示されているように、今後少子高齢化による税収の減少により財政上、厳しい状況になることが見込まれており、現状のままの公共施設の維持管理が難しいものである。このことから憩の家単独での施設更新が難しい状況とされ、小学校校区を基本とした公共施設の統廃合が進められる。具体的なイメージとして、黄金ふれあいセンターのような複合施設への更新計画となる予定である。また現在計画中である「緑と語らいの広場」の複合施設だが、福住の憩の家も集約の対象施設であったが、統合施

設の面積的な制限もあり、既存施設の対応年数時期までに他施設と共に複合化を図ることとする。今後も憩の家の統廃合改築計画については利用されている老人クラブ、恵老連事務局とも協議はもとより、高齢者福祉介護専門部会にも随時報告し、事業を進めていく。

【質問・意見】

質問：統廃合によりますます憩の家に行くのに遠くなっていく。これからの事業に対して弊害が出てくると考えるがいかがか。

回答：現在、憩の家に行く老人クラブの方は福祉バスを利用している。特に冬場は多いが 1 台しかないので、これ以上福祉バスの活動利用が多ければバスを増やすことを考えている。

（会 長）その他意見等がなければ閉会とする。

以上